

世田谷区自立支援協議会たより8号

「障害者差別解消法施行」に焦点をあてた
シンポジウムを開催しました！

平成28年3月発行

平成27年度世田谷区自立支援協議会シンポジウム
障害者が世田谷で自分らしく暮らす
障害のある人にもない人にもチャンスは平等にやってくる

平成27年12月18日（金）10時～12時55分まで、烏山区民会館ホールにて、「障害者が世田谷で自分らしく暮らす」をテーマとし、障害者差別解消法施行に焦点をあてたシンポジウムを開催しました。

第1部は、「障害者総合相談支援センターにしのみやセンター長」の玉木幸則氏より「障害者差別解消法」について実体験に基づいた、分かりやすい講演をしていただきました。

第2部は、発達・視覚障害の方、身体障害の方、精神障害の方とご家族の方、相談支援専門員2名、玉木氏と自立支援協議会会長の鈴木氏から、「今の暮らし」と「こんな配慮があったら、いいな」「こんな支援があれば、実現ができること」について話していただきました。

当日は、179名の方が来場しました。アンケート結果から、「玉木幸則さんの話をまた聞いてみたい」「考えさせられることがいっぱいあった」などの声が多くありました。特に第2部の障害当事者の方々からの生の声を聞くことができたことは障害差別のことを考えるうえで、大変参考となったと好評でした。

こんな社会にしたいな

障害のある人もない人も
助け合いながら
その人らしい暮らしを
実現していける社会に



ユーモアも交え熱意を込めて語る玉木氏

障害者差別解消法施行に向けた 世田谷区の取り組みについて

平成28年4月1日より「障害者差別解消法」が施行されます。国の行政機関、地方公共団体、民間事業者は、障害を理由とした「不当な差別的取扱いの禁止」と、その実施が過重な負担でない場合の「合理的配慮の提供」が義務付けられます。（民間事業所は「合理的配慮の提供」について努力義務とされています。）

世田谷区は、法の施行に当たり「世田谷区の基本方針」及び「職員対応要領」を定めるとともに、職員向けのガイドブックを発行し、区事業を行なうにあたり適切な対応を図ると共に、区民や事業者に向けての啓発、相談への対応等を行っていく予定です。

世田谷区自立支援協議会は、今後、区における「障害者差別解消支援地域協議会」として、障害者差別についての情報共有等の役割を担っていく予定です。これらの取組を通して、障害者差別解消法のめざす「共生社会の実現」に向けて取り組んでいきます。

平成27年度第2回本会を開催しました



平成28年1月29日（金）19時から、世田谷区立総合福祉センター研修室にて第2回本会を開催しました。

運営会議において平成27年度の共通検討課題として検討を行ってきた「障害者に関わる高齢化」について報告を行い、様々な分野の方からご意見をいただきました。この「障害者に関わる高齢化」の課題については、検討した内容と取組みの方向性を整理し、平成28年度第1回本会へ報告をしたいと考えています。

また、平成27年度の各エリア協議会・専門部会の活動報告がありました。

なお、事務局より相談支援事業者アンケートでの要望や第1回本会での委員の意見として提起された「相談支援マニュアル」について、ワーキンググループを編成し、策定に取り組んでいる旨の報告を行ないました。

世田谷区自立支援協議会の活動やエリア協議会・各専門部会の活動状況については、世田谷区のホームページに掲載しておりますので合わせてご覧ください

編集・発行

世田谷区自立支援協議会事務局 世田谷区基幹相談支援センター(総合福祉センター内)

電話番号：03-5376-3415 / FAX番号：03-5376-3418